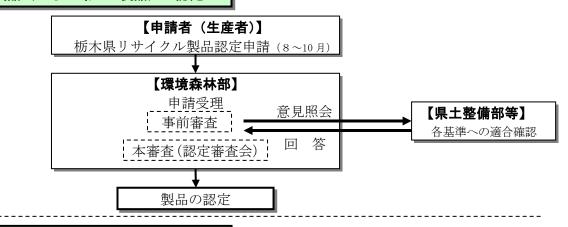
<「とちの環エコ製品」利用フロ一図>

「とちの環エコ製品」の工事利用の流れを以下に示す。

栃木県リサイクル製品(とちの環エコ製品)の認定

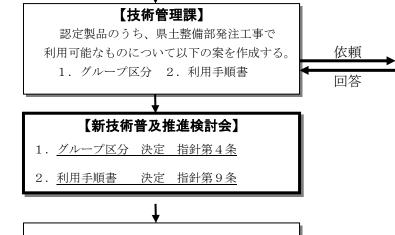


【生産業者】

価格、供給可能量、供

給地域、歩掛等の情報

県土整備部での認定製品利用促進の運用



通知(発注機関あて)

各発注機関での運用

設計段階

【設計業務委託請負者】

1. 設計において、利用可能なリサイクル認定製品の利用について検討を行い、リサイクル計画書を作成する。

【工事発注担当者】

- 1. リサイクル計画書におけるリサイクル製品利用計画を確認し、発注段階での利用について再度検討する。なお、利用上のグループ区分「C」の製品の利用実施にあたっては、事業主管課と協議を行う
- 2. 設計図書により認定製品利用指定を行う。

工事施行中

【工事請負者】

1. 設計図書に基づき認定製品を利用する。

【工事発注担当者】

1. 設計図書に基づいた認定製品の利用を確認する。

工事完成

【工事請負者】

1. 「リサイクル製品利用実績書」を作成し提出する。

【工事発注担当者】

1. 「リサイクル製品利用実績書」を受理し内容を確認する。